

商法における時価会計の意義

島 原 宏 明

- 一 序
- 二 商法における資産評価規定の変遷
- 三 企業会計制度と取得原価主義
- 四 企業会計の目的と資産評価の方法
- 五 時価会計の必要性
- 六 時価評価の対象としての金融商品
- 七 時価会計の導入
- 八 時価会計の限界
- 九 結語

序

現在、わが国の企業会計制度は大きな転換点を迎えている。すなわち、昭和三七年と昭和四九年の商法改正によって確立されて以来、取得原価主義が企業会計の世界における資産の評価法としての地位を保ってきたが、

ここに「金融商品」と呼ばれる一部の資産に対して時価評価が認められることとなり、取得原価主義の体系の一部に、時価主義を取り込んだ構成に変更されるに至った。すなわち、一九九九年（平成十一年）一月二二日、企業会計審議会総会において「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」が承認・公表されたのに合わせて、商法においても、一部の資産についての時価評価を認める内容を含む改正が一九九九年（平成十一年）八月九日に成立し、同月一三日に公布された（平成十二年四月一日施行）ことによって、この新しい体系に移行することになったのである。

本稿では、この商法における時価会計導入の意義と問題点について、会計学上の議論を踏まえた上で考察を試みることとしたい。ただし紙幅の関係上、平成十一年の商法改正によって設けられた、個々の資産の時価評価に関する諸規定と配当規制についての検討は別稿に譲り、ここでは主として時価会計の導入に対する理論的な問題を対象として検討していく。

一 商法における資産評価規定の変遷

会計学上、資産の評価法としては原価主義、時価主義、低価主義、時価以下主義等があるものとされているが、商法の会計関係の規定は平成十一年の改正前まで原価主義を基本としていた。ただし、わが国の商法が、その創設の当初から常に原価主義を守り続けてきたというわけではない。

旧商法の元となったロエスレル草案における資産の評価についての規定は、ドイツ商法に倣って「当時ノ相場又ハ時価ヲ付スヘシ」となっていた（二三条）。この規定については、財産目録・貸借対照表によって資産の増減を示し、将来、利益があるか倒産しないかについての実情に関する情報を提供することが大切であるとの前提

に立ち、「虚偽ノ価」格、特に「実価ヨリ高キ価」格を記載することを禁止したものであると説明されている⁽¹⁾。その後、商法草案の段階では「当時ノ相場又ハ時価ヲ附ス」とされ、これが明治三年の旧商法三二条二項の文言となる。

明治三年の新商法二六条二項は「其目録調整ノ時ニ於ケル価格ヲ附スルコトヲ要ス」としており、旧商法の規定との間には本質的な相違はないと考えられている⁽²⁾。すなわち、財産評価については時価以下主義を採用し（明治三年商法二五条、二六条）、評価益の計上や、含み資産としての秘密準備金の存在も認められていたのである。なお、財産目録をもとにして貸借対照表を作成させる「財産目録法（棚卸法）」が採用されており、会計帳簿と貸借対照表に加えて、毎決算期に財産目録の作成が要求されていた。

これに対して、昭和一三年の改正では、従来の財産法的な考え方方に原価主義的な考え方を取り入れている。また、繰延資産が認められることとなっており、これは期間損益的な思考の現れであると考えられる⁽³⁾。具体的には、商法総則において、時価以下主義を継続して採用するとともに、固定資産の評価については、時価以下主義と、原価から相当の減損額⁽⁴⁾を控除した価額による評価方法との選択を認めるという改正を行っている（昭和一三年改正商法三四条）。

また同改正は、株式会社の資産評価について、固定資産に対し原価を超える価額を付することを禁止し、取引所の相場のある有価証券の評価については、決算期前一カ月間の平均価格を超える価額を付することを禁止した（昭和一三年改正商法二八五条）。また、新しく創業費、社債発行差額および建設利息を繰延資産として貸借対照表に計上することを認めている（昭和一三年改正商法二八六条、二八七条、二九一条三項）。

戦後に行われた昭和二五年の大改正はアメリカ法の影響を受けて成立したが、資産の評価に関しては大きな変更は加えられなかった。しかし、昭和二四年七月九日に経済安定本部企業会計制度対策調査会により公表された

企業会計原則、および証券取引法に基づいて大蔵省令として制定された財務諸表規則が期間損益計算を志向していたため、その影響を受けて昭和三七年の改正により、商法も損益法的思考を中心とした体系に改められることとなった。同改正における資産評価に関しての変更点は以下の通りである。

① 資産の種類ごとに、明確な評価規定を設けた（昭和三七年改正商法二八五条ノ二―二八五条ノ七）。これは基本的に取得原価主義を採用したものであって、未実現の評価益の計上や秘密準備金の発生を防止するためである。

② 開業費、試験研究費、開発費、社債発行費を繰延資産として計上することを認めた（昭和三七年改正商法二八六条ノ二―二八六条ノ五）。

③ 貸借対照表の負債の部に引当金を計上することを認める旨規定した（昭和三七年改正商法二八七条ノ二）。

なお、会計帳簿をもとにして貸借対照表および損益計算書を作成することが認められ（「誘導法」、商法会計においても期間損益計算が全面的に取り入れられることとなった。

つぎに昭和四九年の改正では、以下のような改正が行われた。

① 計算書類から財産目録を除外することとし、貸借対照表は会計帳簿から誘導法によって作成することが明定された（昭和四九年改正商法三三条一項二号、二八一条一項一号）。

② 取引所の相場のある株式の内、親会社が保有する子会社株式は投資有価証券として低価法による評価を禁止した（昭和四九年改正商法二八五条ノ六第一項一号）。

③ 固定資産の評価については、減価償却を強制する旨規定した（昭和四九年改正商法三四条二項、二八五条）。

なお、この改正において、「商業帳簿ノ作成ニ関スル規定ノ解釈ニ付イテハ公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」（昭和四九年改正商法三二条二項）という、いわゆる「包括規定」が設けられている。

昭和五六年の改正も大改正であり、計算に関しても多くの変更点があったが、資産評価に関する変更はみられ

ない。

このように、平成一一年改正前の商法上の資産評価の基準は、取得原価主義を原則としつつ、低価法および強制低価法を組み合わせる形で成り立っていたが、この体系は昭和三七年および昭和四九年の商法改正によって完成されたものといえる。⁽⁵⁾

その後平成に入ってから、きわめて頻繁に商法の改正が行われているが、資産評価に関する改正は平成一一年に行われ、そこでは特定の資産について時価評価が認められることとなった。すなわち、市場価格のある金銭債権（平成一一年改正商法二八五条ノ四第三項）、社債（平成一一年改正商法二八五条ノ五第二項）、国債・地方債等（平成一一年改正商法二八五条ノ五第三項）および子会社株式以外の株式等（平成一一年改正商法二八五条ノ六第二項）に対して時価による評価が認められることとなったのである。⁽⁶⁾ もっとも、これは取得原価主義から時価主義への全面的な移行というわけではない。評価益の計上を含む時価評価が明示的に取り入れられた事実のインパクトは小さくはないものの、原価主義・（収益についての）実現主義を基調としてきたわが国の制度会計の体系の中に、ごく限られた局面においてのみ時価主義が取り入れられたものである。⁽⁷⁾

二 企業会計制度と取得原価主義

前章でみたように、かつての財産法会計のもとでは、財産目録から貸借対照表を作成することとされていた（「財産目録法」）。これは、決算期末における企業の資産をその時点の時価により評価するものであって、ここでは資産の評価がその売却価値の計測により行われる。したがって、この方法によれば会社が解散した場合の債権者の取り分が明白となるから、会社債権者保護の要求は一見充たされそうであるが、債権者にしろ株主にしろ、

企業を将来の収益力という面から評価し、投資するか否かを決定するはずのものである以上、そのための情報の提供という面からはきわめて不十分なものとしかいえなかった。特に理念型の株式会社のようにゴーイング・コンサーンとしての企業を念頭に置けば、少なくともルーティーンな状態にある会社の資産状態を表すのには不適当であった。

そこで、商法はゴーイング・コンサーンとしての企業を念頭に置いて、損益法主義への転換を図ってきた。その結果、昭和三七年と昭和四九年の改正によって、資産の金額は原則として、その資産を取得するために支払った対価の金額をもって評価するものとされ、例外として、資産の種類により、時価が下がった場合における低価法（評価損の計上の容認）ないし強制低価法（評価損の計上の強制）による評価が認められることとなっていたのである。

この体系の中心をなすところの取得原価主義では、誰が測定しても同じ結果を導けるため、計算書類ないし財務諸表の作成権限を持つ者が恣意的な評価を行うことを防ぐことができ、資産評価を行うための手間や費用があまりかからない、といったメリットがある⁽⁸⁾。

しかしながら会計学の基礎理論では、営業循環の過程における位置づけの中で、資産をその属性に応じて、貨幣性資産と費用性資産（非貨幣性資産）とに区分し、貨幣性資産は回収可能額により、費用性資産は取得原価により評価すべきであるとされている。ここで貨幣性資産とは、現金・預金・金銭債権等を指し、費用性資産とは棚卸資産、工場設備、長期投資資産および繰延項目のことを指す⁽⁹⁾。つまり、費用性資産は相手方との取引を通じて費用化し収益に貢献するものであるから、それが実行されるか否かという予測も、それを測定することも難しいため、原価で評価せざるをえないのであるが、貨幣性資産は決済手段に用いられる現金預金と、将来確定金額⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾ないしそれに準ずる額で回収が予定される現金収入項目であるから、かかる問題を生じないのである。したがっ

て、貨幣性資産については回収可能額すなわち時価によって評価すべきところであるのにもかかわらず、平成一年改正前のわが商法および企業会計原則は貸借対照表に記載する資産の価額は原則として取得原価を基準とするものとしており（平成一年改正前商法二八条ノ六、企業会計原則第三の五等）、時価が取得価額よりも上昇した場合に、評価益を計上して資産価額をプラスに評価替えし直すことを認めていなかった。これは、商法における、会社ないし株主と会社債権者の利益衡量上、債権者の唯一の担保となる会社財産が配当によって会社外に過度に流出することにより、債権者が不利益を被ることを防ぐための政策的な意図（保守主義的思考）からの制度であり、未実現の利益を計上させない（「実現主義」）こととなっていたのである。

もっとも、従来の商法上も低価法（これもある種の時価評価である）⁽¹²⁾が認められていることや、贈与された資産については、会計学上最初から時価による評価が一般的であることからして、損益法主義が理論上、取得原価主義とのみ結びつくものでないことは明らかである。⁽¹⁵⁾

三 企業会計の目的と資産評価の方法

以上のようなわが国の従来の商法における企業会計制度は、基本的に配当規制を目的として構築されてきたものにとらえられているが、商法における企業会計制度のもう一つの目的として、開示規制があることを併せ考えていかななくてはならない。すなわち、会社ないし経営者と外部の利害関係者との間の利害調整を図るために、企業会計という手段によって企業の財産状態および経営成績の開示（ディスクロージャー）⁽¹⁶⁾がなされなくてはならないという側面である。

そもそも会計というものは、それ自体、自己目的を持っておらず、きわめて手段性の強いものであるとされ、

本来であれば、社会的要請として会計に期待されている役割の数と同じ数の会計が必要なはずであるが、経済性という面からみてこれが不可能ないしは困難であるため、当該企業の立場に応じて重要性が高いと評価される会計が実施され、それ以外の会計はそれに何らかの補正を加えて転用することになる¹⁷⁾。その意味では、従来の商法を中心とした会計制度は配当規制を第一の目的としており、情報の開示という目的は後回し（この場合の補正は注記等によるしかない）にされていたとみることができる。その結果として、この体系は、企業の経済活動の把握という観点からは欠点を持つこととならざるをえない。

たとえば、ある資産の期末における時価が原価を上回っていた場合、これを時価評価せずにおいて、売却された時点において売却と取得原価の差額を利益として把握すると、そのすべてが売却による利益のようにみえることとなるが、期末における時価と原価の差額たる時価の上昇分は、販売活動による販売利益ではなく、資産の保有という活動による保有利益にほかならないから、両者を分離して把握・表示することが、企業の業績評価という面からすれば望ましいのである¹⁸⁾。言い換えれば、従来の企業会計制度では評価益の計上ができないため、含み益の存在が貸借対照表上に表示されず、含み益があっても同じ数値で表示されてしまうこととなり、投資の可否等について判断する場合に、重要な材料が欠けてしまうことになる。また、経常損失が出た場合に無配に転落することを避けるため、保有する有価証券（株式、社債等）の内で値上がりしている銘柄を選んで売却し売却益を出して、配当可能利益を確保するというような技巧的な行為（「益出し」）が行われることになる。

また取得原価主義の下では、原則として特定の資産の時価が下落した場合にも、その差額を計上しないから、その分が含み損となつて、情報化の対象から外されると同時に、処分可能利益が過大に計上されることとなり、肝心の処分可能性の把握においても問題を持つこととなっている¹⁹⁾。特に、バブル崩壊による土地や株式等の資産価値の急激な下落は、評価損の計上を原則として強制していない現行制度上、企業の資産に生じた多額の含み損

失を顕在化させない結果をもたらし、また資産に生じた含み損が売却によって売却損として計上されることを回避するため、資産の売却を手控えざるをえないといった問題も生じさせてしまっている。このように従来の制度のままで、財政状態および経営成績の真実の評価を妨げる結果が生ずるだけでなく、現実を含み損失を抱えたまま配当が行われる危険性すら生ぜしめてしまう可能性すらあったのである。

四 時価会計の必要性

時価会計の採用は、取引のグローバル化に対応して、グローバル・スタンダードたるIASやFASBの基準に合致させる必要があることを背景としつつ、以上のような取得原価主義の限界ないし弊害に対処するための手段として有効であると考えられたことによる。すなわち開示目的のためには、理論上、市場価格が収益力に反映される種類の資産であって、それを客観的に把握できるものについては、配当規制を別に考慮しながら、時価評価（評価損益の計上）を認める（あるいは強制する）べきであるとの主張が強くなってきたのである。

たとえば、市場性のある有価証券のような資産であれば、時価評価であっても、その評価額は一義的に決定されることになるから、取得原価主義における把握の容易さと比較しても、優劣は生じないとされる。⁽²¹⁾ さらには、金融派生商品（デリバティブ）等の新しい経済取引の活発化に伴って、その実態を正確に把握するためには時価評価が必要であること等の理由により、実現が急がれることとなった。⁽²²⁾ 特に、バブル経済の崩壊によって生じた「含み損」についての情報不足は深刻であり、さらに崩壊後の持続的な低経済成長のため、低落した金融資産の時価の回復が見込めないところに、時価会計導入論の直接の原因があるとの指摘もある。⁽²³⁾

また、会計というものが、配当規制なり情報開示なりのために用いられる、企業の（事後的な）業績測定の手

段であるのにもかかわらず、前述したような技巧的な行為（経常損失が出た場合、無配に転落することを避けるために、保有する有価証券の内で値上がりしている銘柄を選んで売却し売却益を出して、配当可能利益を確保しようとしたり、資産に生じた含み損が売却によって売却損として計上されることを回避するため、資産の売却を手控えるといった行為）を生ぜしめてしまったのでは、事後的な数値の計測のための手段であるはずの会計が足かせとなつて、本来自由であるはずの企業活動に制約を加えてしまうこととなり、本末転倒の結果を招来せしめてしまうのである。しかも、商法を含めて私法という法領域が、権利義務の主体たる人（ヒト）の自由な活動を保障するための規範であることからすれば、このような結果は法の趣旨に反するものであり、かかる条項は改正される必要があつたといえよう。その意味でも、時価会計の導入が有益であるならば、商法上も、またこれを許容すべきものと考えられる。

ただし、証券取引法に基づく会計制度が、主としてグローバルゼーションという流れの中で時価会計の導入を余儀なくされてしまつていることから、商法会計もそれに引きずられて行かざるをえないということではない。証券取引法が、その経済法的性質から、証券市場の適正化のための政策を積極的に遂行していく法であるのに対して、商法は自由で平等な私人間の関係の基盤を構成する私法の一つであつて、法の存在理由が異なるからである。⁽²⁴⁾ それにもかかわらず、商法会計が時価会計を取り入れる必要があつたのは、商法の対象とする利害関係者の利害調整の上で、特定の資産については時価評価の方がベターであると考えられるからである。また商法が強行法であるために、ここで資産評価に対する制約が課されていると、いわゆるトライアングル体制を構成する証券取引法会計や法人税法による税務会計の適正化に対する障害になりかねないことから、枠組みを拡張しておくことが必要とされたのである。

むろん、企業の国際化ないしはグローバルゼーションが商法の対象とする会社をめぐる利害関係者のバランス

に対して大きな影響を与えていることはたしかであろうから、それもまた、商法への時価会計導入のための大きな根拠となっているはずであるが、これは企業自体のあるいは企業をめぐる利害関係自体の国際化の問題としてとらえられなければならない。⁽²⁶⁾

なお、ここで取り上げられる時価会計の導入とは、かつての財産法主義への回帰を指すものでもなければ、現行の体系を捨てて全面的に別の体系に移行しようというものでもない。あくまで取得原価主義を原則としながら、特定の資産については時価主義による評価を認め、会計の有用性を図ろうとしているのである。もともと平成一年改正前の商法および企業会計原則は、前述したように、取得原価主義に低価法ないし強制低価法を組み合わせた体系から成り立っていたのであり、ある種の「混合会計」⁽²⁷⁾と呼ばれるものであって、一貫した取得原価主義に基づくものではなかった。また、グローバル・スタンダードと目されるIASやFASBにしても取得原価主義を基本に据えながら、対象を一定の資産に限定して時価評価を行うという内容のものであるから、両者の基本的な立場は相対立するところのものではないのである。⁽²⁸⁾

五 時価評価の対象としての金融商品

1 緒論

現在、「金融商品に係る会計基準」および平成一一年改正商法によつて、時価による評価の対象とされているものは、「金融商品 (financial instrument)」と呼ばれるカテゴリーに属する項目である。この金融商品とは、現金、持分証券、またはある種の契約上の権利・義務をもたらし契約を指すものとされる。⁽²⁹⁾ この取引においては、一方の企業に金融資産 (financial asset) が生じ、他方その相手企業には金融負債 (financial liability) または持

分商品 (equity instrument) が生ずる。⁽³⁰⁾

一九九九年 (平成 一一年) 一月二二日、企業会計審議会によって公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」によれば、これは有価証券、金銭債権、特定金銭信託等、および金融派生商品 (デリバティブ) から成るものとされている。本章では、これら金融商品、特にデリバティブについて、平成 一一年改正前の商法会計制度上における具体的な問題点を取り上げて説明していく。

2 金融商品の概要と会計処理

(1) 有価証券

ここでいうところの有価証券とは、会計学上の概念としてのそれである。商法ないし私法上の有価証券は、手形や小切手をその典型とし、貨物引換証、倉庫証券、船荷証券、株券等を含めたカテゴリーを意味する。ここでは権利と証券の結びつき (化体) の仕方に共通性を求めているのに対して、会計学上の有価証券は証券取引法二条に掲げられるところの、株券、社債券、国債証券、地方債証券、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券等に限定されており、その共通項は証券取引法の対象となる、ある種の市場性に求められている。

法律的にみれば、有価証券の価値は、証券と結びつけられているところの権利 (金銭債権、株式等) に根ざすものであるのに対して、会計理論的には、既に行われた支出の未回収状態を示すものとして、将来の期間における支払手段としての能力を示すものと理解する説が有力であり、この立場では貨幣性資産の性質を持つものとされることになる (ただし、支配目的の株式については当てはまらない)。これを法的に分析すれば、権利の譲渡によって得られるはずの対価に資産としての価値を求めていることになるう。

平成 一一年改正前の商法では、有価証券を買い入れた時点での会計処理は、取得のために要した対価で評価し

て、資産として計上する（ただし、社債についてはアキュムレーション法（割引発行の場合）およびアモチゼーション法（打歩発行の場合）の適用が任意に認められている）。その上で取引所の相場のある有価証券について、短期保有目的のもの、および長期保有目的で子会社株式以外のものに対しては低価法の選択適用を認める。さらに取引所の相場のある有価証券については市価が著しく下がった場合に、また取引所の相場のない株式については、発行会社の資産状態が著しく悪化した場合に、さらに取引所の相場のある社債については、時価が取得価額より著しく低いときは、その価格が回復すると認められる場合を除いて、強制低価法の適用（相当の減額の強制）を受けることとなっている（平成一一年改正前商法二八五条ノ五、二八五条ノ六）。

以上のように、従来の商法上の有価証券の評価についての規定は、取得原価主義にプラスして評価損を認める方向でのみ時価主義の補完的適用が行われる体系となっていたのである（ただし、商法上任意となっているが、アキュムレーションによる有価証券利息²⁴は、その本質のとらえ方によっては、ある種の例外とされる可能性が若干ある）。

(2) 金銭債権

金銭債権については、債権金額を付するとした上で、債権金額よりも低い代金で買入れた場合等、相当の理由のある場合には相当の減額を行うことが認められていた（平成一一年改正前商法二八五条ノ四第一項）。また、取り立て不能の恐れがある場合には取り立て不能の見込額の控除（貸倒引当金の計上）が要求されている（同条第二項）。

(3) 金融派生商品（デリバティブ）

金融派生商品とは、株式、社債券、預金、貸付金等の伝統的な金融商品から、近年において派生的（*derivative*）に生まれたところの新しい金融商品の一群を指して用いられる用語である。これには、基本的な形として、先物取引、オプション取引、スワップ取引の三つのものがある。その一般的な定義としては、①基礎となるポジ

シヨンの価値、または②あるものの実績からそのキャッシュ・フローまたは市場価値が派生する契約をいうもの⁽³¹⁾とされる。

先物取引とは、将来において取引の対象とする株式や国債などの価額を、契約の時点において予め決めておき、その時点が到来したときは、取引対象物の実際の価格がどのように変化していようと、予め決められた価額で決済を行うという取引であり、かつ、将来の特定期日までは転売または買戻しによる差金の授受で決済することができものである。⁽³²⁾ 前もって約束した価額で取引を行うことができるので、もし実際の価格が自分に不利な方向へ動いた場合には、価格変化に伴う損失を回避できるというメリットがあるが、その反面、実際の価格が自分に有利な方向へ動いた場合でも、予め約束した価額で取引を行わなければならない。実際にはこのような性質を利用して、価格変動によるリスクを回避するためのヘッジ目的で用いられる場合と、利益の獲得を目的とする場合とがある。

先物取引には、売建^{うりたて}と買建^{かいたて}の二つの方向のメニューがある。対象が将来値下がりすると予想した場合には、将来の特定時点において、現在の高い価格で売る契約をする。これが売建である。買建は、これとは反対に、将来値上がりするものとの予想に立って、将来の時点において現在の安い価格で買う契約をすることをいう。

たとえば、市場金利の上昇を見込み、国債の将来価格が下がるものとの予想の下に、国債の先物五〇〇〇万円を額面一〇〇円あたり一一〇円で売り建てる契約をして、委託証拠金一五〇万円を証券会社に入れたとする。その後、期日において国債の市場価格が一〇五円に下落したという場合には、 $(一一〇 - 一〇五) \div 一〇 \times 五〇〇$ 万円＝二五〇万円が先物利益として認識される。実務上は実際に市場から国債を一〇五円で購入して一一〇円で売るということはせず、売ることになっている国債を自ら当該時点における市場価格で買い戻すものとして、差額の五円に相当する額だけを現金で決済するのが一般的である（「反対売買による差金決済」）。

予想がはずれた場合、上の例でいえば、国債の市場価格が上昇して一一六円になってしまったという時には、高い値段で買い戻すことになり、先物損失（この例では三〇〇万円）が発生する。このように、先物取引には必然的に損失の発生危険が伴うため、差金決済の確実性を担保する必要がある、そのために委託証拠金の差入が要求されているのである。

かかる取引について従来の制度上行われていた会計処理は、契約時において委託証拠金を差入証拠金 $\%$ （流動資産）として計上し、期日において現金および差入証拠金の清算と先物利益ないし先物損失の発生認識をするという形になっている。⁽³³⁾

法律的には契約の時点において、確定期限付きの債権・債務が発生している（上記の例のような国債の売建の場合であれば、国債についての引渡債務と、その対価としての五五〇〇万円の金銭債権）が、この事実には直接反映されず、オフバランスとなっていることに注意しなければならない。

先物取引の有するところの、このような利益を得るチャンスを残しつつ、損失は回避したいという場合に用いられるのが「オプション取引」である。これは将来において特定の金融商品特定の価額で取引する「権利」を売買する取引を指す。ここではオプション料を支払って権利を買った者（オプションの買い手）は、その時点が到来した際に、契約上の特定価格が自分にとって有利であると判断すれば、その権利を行使して取引を行い、不利と判断した場合は権利を放棄することによって、それ以上の損失を回避できる。逆にオプション料を受け取って取引の権利を売った者（オプションの売り手）は、相手が取引の権利を行使してきた場合には、契約上の特定価格が自分にとって、いかに不利なものであっても、取引に応じなければならない。そのかわりに、相手が権利を行使しない場合には受け取ったオプション料が自分の利益となる。したがってこの取引は、オプション料という掛金を受け払うことにより、将来のリスクに対処しようとする点で、保険の機能を持っていることになる。

オプション取引における売買の対象たる権利としては、「買う権利(コール・オプション)」と「売る権利(プット・オプション)」が存在し、各々に先物取引についての売建と買建の二つのメニューがある。たとえば、先物取引の対象となるものの市場価格が将来値上がりすると予測される時には、コール・オプションの買建を行うことが考えられる。予想通り値上がりした場合には、オプションを転売して差額を利得するか、権利を行使して決済するか、どちらか有利な方の選択を行う。逆に予想がはずれて、値下がりしてしまった場合には、オプションを放棄することによって、損失をオプション料だけに止めることができる。

コール・オプションの買建の場合の契約時における会計処理は、流動資産として「前渡金(または買建オプション)」を計上し、決済時において、オプション差益またはオプション差損の認識が行われる。この場合には、先物取引とは異なり、権利の価額としてのオプション料がオンバランスされることとなる。

最後に「スワップ取引」とは、二人の当事者が保有する各々の債権から将来生ずることとなる利息についての債権同士(または債務から生じる利息についての債務同士)を将来の時点で交換する旨、予め約束する取引のことを指す。たとえば固定金利の預金を有するA社が将来、利率が上昇するという予想を立て、他方で変動金利の預金を有するB社が将来において利率が低下する旨の予想している場合に、両社間で将来の利息についての債権の交換を約束する「金利スワップ取引」の成立する余地が存する(スワップ取引の基礎になる債権・債務が異なる通貨建である場合は、利息だけでなく元本も交換の対象となるが、このような取引を「通貨スワップ取引」と呼ぶ)。

金利スワップの場合、契約締結時における会計処理ではオフバランスとなり、金利交換日にはスワップ差損またはスワップ差益を計上する。また、決算日には経過勘定(未払費用または未収収益)を相手勘定としてスワップ差損またはスワップ差益を計上することになる(次年度の期首において再振替仕訳を行う必要がある)。

3 平成一一年改正前の商法会計制度上の問題点

以上見てきたように、金融商品の中でも特にデリバティブに対する現行の会計実務では契約の時点において、先物取引における委託証拠金やオプション取引におけるオプション料等の金銭の授受を伴うものを除き、それによって生ずる債権・債務の認識を行わず、オフバランス処理されている。また、現行の取得原価主義（プラス実現主義）を基調とする会計制度の下では、決算時においてもデリバティブの価格変動による損益を認識しないため、企業が行っているデリバティブ取引についての情報が財務諸表上ないし計算書類上に開示されていない。その結果として、先物相場の変動による損益の計上が経営者の裁量に依存するという欠点を持つこととなる。⁽³⁴⁾ その意味では、実現主義という保守主義に基づく基準であるはずのものが、一方で含み損を顕在化させず、他方で「益出し」に利用されることで、ある種の利益操作を生む原因となっており、配当規制の面からもかえって具合の悪い結果をもたらすこととなっている。

また、資金の効率的な運用の観点から利益獲得を目的として、これまでも、株式・社債といった有価証券や特定金銭信託などが利用されてきていたが、一般事業会社においても金融商品の利用は拡大しつつあり、今後はデリバティブ取引等の金融商品が一層活用されることが予想されている。このように、利益の獲得のために取引を行っているものについては、経営者自身はその成果を企業活動の結果としての業績と捉えたとしても、現在の実現主義のもとでは実際に売買を行うまでその成果が的確に損益計算に現れないという問題があるものと指摘されている。⁽³⁵⁾

これらは投資家にとっても、企業の財政状態をみる上で、内在するリスクとリターンを早期に把握することを困難にしているという面と、企業の経営成績を判断する上でリスクとリターンが的確に損益計算に反映されないという二つの面で大きなデメリットとされる。⁽³⁶⁾

ここにはデリバティブについての情報自体がオンバランスされないという問題と、それを決算時に時価評価して損益を認識することができないという二つの問題が存在している。

前者は、理論的に見れば、いかなるものに資産としての貸借対照表能力を付するべきかという問題に行き着く。⁽³⁷⁾ 個々のデリバティブの内容を法律的な目から認識する限り、かかる取引により生ずるところの権利・義務を資産・負債として認識する方法を採らずに、オフバランス処理されることに必然性はなさそうである。

それにもかかわらず、現実にはオフバランス処理される理由については、①現行実務においては、かかる金融取引に関する資産・負債の総額を認識しないことが一般的である、②かかる金融取引は未履行契約であり、一方の当事者の債務は他方の債務者の履行に依存する、③かかる金融取引の中のあるもの(先物契約など)は満期日前に決済される、④かかる金融取引に関して、資産と負債を相殺する権利が存在するといった事象が考えられている。⁽³⁸⁾

たしかに、法律上の権利にもさまざまな性質のものがあり、その強弱もまちまちであるから、「資産」なるものの本質をどう理解するにせよ、法律上の権利がすべて資産としての資格を有するものでないことは明らかである。しかしながら、より真実に近い企業業績の測定のために、キャッシュ・フローとの関わりにおいて資産を把握しようという世界的な趨勢の中では、これまで権利でありながら資産には計上されなかったものや、あるいは契約の締結はあるけれどもそれが会計学上の取引として認識されなかったものについても、再考を迫られる場面が出てくるはずである。その意味で、開示のための企業業績の測定という目的を商法上も是認する以上、商法においてもデリバティブに属する取引のオンバランス化が要求されることとなる。⁽³⁹⁾

また従来の制度上では、決算時に時価評価して損益を認識することができないという問題については、デリバティブの損益はいつでも容易に実現しうるものであるから、理論上も実現損益と未実現損益とを区別する意義は

少なく、むしろ未実現損益をも含めてデリバティブの運用業績とリスク状況を把握することが必要であり、この事実は他の金融商品についてもある程度当てはまるものと指摘されている。⁽⁴⁰⁾

結局、デリバティブを含めた金融商品の大半が貨幣性資産として認識されるべきものであるならば、会計理論上は（政策としての保守主義的思考を別とすれば）、取得原価主義になじまないのではないかとの疑問を持たざるをえない。商法会計の目的の一つとしての配当規制の面からみても、時価評価を行わない限り、将来の決済時には具体化することの確実な含み損が決算時においては認識されず、その結果として過大な配当が行われた場合には会社債権者の利益が害される可能性があり、その意味でも時価評価導入の必要性は肯定されよう。

実務上もデリバティブは、その内容上のバリエーションが多く、デリバティブの中でもレバレッジ（槌子）の効くものは、少ない資金でハイ・リスク、ハイ・リターンを生む取引が可能であるため、想像した以上の損失が発生する可能性がある。⁽⁴¹⁾ そのため、近時において日本企業がデリバティブによって多額の損失を被ったケースとしては主なものだけでも、一九九三年（平成五年）の昭和シェル石油（為替先物予約）、一九九四年（平成六年）の鹿島石油（為替先物予約）、東京証券（通貨オプション）、一九九五年（平成七年）の日本酸素（金利スワップ）、大和銀行（米国債）、一九九六年（平成八年）の住友商事（銅先物）、一九九八年（平成一〇年）のヤクルト本社（株価指数スワップ）等をあげることができる。⁽⁴²⁾

これらの事例の数や金額から見ても、少なくとも大規模公開会社に関する限り、既にこの問題が、企業をめぐる各当事者間の調整をその機能とする商法の利益衡量上からも座視しえないレベルに達しているものといえるであろう。

金融商品の属性	金銭債権	有価証券				評価基準	評価差額の取扱い
		売買目的	満期保有債券	関係会社株式	その他有価証券 (持ち合い株式を含む)		
特定金銭信託等						時価法	当期損益に計上
デリバティブ						時価法	当期損益に計上

このような流れの中で、一九九九年（平成一一一年）一月二二日、企業会計審議会は「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。その内容を要約すると、左の表ようになる。

この新基準は、二〇〇〇年（平成十二年）四月一日以降に開始する事業年度から実施されることとなっており、商法の平成二十一年改正によって法律上の障害も消滅しているため、時価会計がわが国でも行われることになる。

その結果、持ち合い株式も時価評価されることから、株価変動により企業の財務状況も大きく変動することになり、含み益で業績を補うことも困難になるものと予想されている。⁽⁴³⁾

2 法律の側においても一九九六年（平成八年）六月二一日に成立した「金融機関等の経営の健全性の確保のための関係法律の整備に関する法律」により、商法に先駆けて銀行と

証券会社がトレーディング目的で所有する有価証券および金融派生商品について、特別勘定を設け、同勘定内においては、商法二八五条ノ二以下の流動資産の評価規定の特例として、時価評価が認められることとなり（銀行法一七条の二、証券取引法五六条の二、一九九七年（平成九年）四月一日から適用されていた⁽⁴⁾）。

一九九八年（平成一〇年）六月一六日に、法務省と大蔵省のジョイント研究会によって公表された「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」の中でも、そのIIで、金融商品の時価評価の必要性について「これらの必要性は単に企業会計上の要請に止まるものではない。例えば、評価損益が企業の収益力や負債の返済能力に影響することも考えられ、時価の変動を適時に顕在化させていくことは、商法における債権者保護の観点からも重要な要請ではないかと考えられる。したがって、商法においても金融商品の時価評価が導入されることが望ましいと考えられる。」と述べられており、この流れは法制審議会商法部会による一九九八年（平成一〇年）七月八日の「親子会社法制等に関する問題点」の公表と法務省民事局参事官室による、関係各界に対する意見照会⁽⁴⁾に続いていく。すなわち、この意見照会内の「第四 資産の評価に関する問題点」は、一定の資産について、時価による評価を認めるべきであるとの提案についての問いかけとなっていた。

その後、法制審議会商法部会は一九九九年（平成一一年）一月二七日に「商法等の一部を改正する法律案要綱案」を公表し、①金銭債権、②社債・国債等、③株式のそれぞれについて、従来の評価方法に時価評価を加味する旨を明らかにしている。さらに、一九九九年（平成一一年）三月九日、政府はこの要綱案の内容を法制化するための「商法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、この法案は翌三月一〇日に国会に提出された。その結果、「商法等の一部を改正する法律」（平成一一年法律第一二五号）が、同年八月九日に成立し、同月一三日に公布された。この改正法の規定の内、資産の評価に関する規定は二〇〇〇年（平成一二年）四月一日から施行されている。

七 時価会計の限界

1 ただし、会計学界がすべて時価会計の導入に諸手を挙げて賛成しているわけではない。現実的にみれば、バブル経済崩壊後の株価の低落が続く状況の中で、それを保有する各社の有価証券の時価評価を行えば、多くの企業において、何十年分もの経常利益を吹き飛ばすほどの評価損が出てしまうことが予測されることから、逆に、タイミングとしては最悪であるとの指摘もある。⁴⁶ もともと所有する資産の市場価格が右肩上がりに上昇し続けている限りは、資産の時価評価が、現実には大きな問題を引き起こすことはないが、一旦それが暴落した場合は、経済活動の上でも大変なデメリットを作り出してしまいかねない。⁴⁷ もし、その結果として、インフレーション時には時価評価が採用され、一旦デフレーションになると原価評価になるような会計規範になりかねないと思えば、かかる会計は信用に値しないものといつてよいであろうが、実際にはアメリカにおける企業会計の歴史において、そのような傾向が顕著に表れている。

すなわち、アメリカにおける会計学の理論的展開は一九三〇年～一九四〇年代のペイトン・リトルトン (W. Paton and A. Littleton) 以降、今日に至るまでをつぎのような四つの段階に区分して特徴づけることができるものとされている。

その第一の段階は一九三〇～一九四〇年代における技術的進歩や産業資本の発展など「製造業＝生産物」中心の産業社会の中での原価主義会計の確立であり、第二の段階は第二次世界大戦後のインフレ経済を背景とする時価主義会計理論が盛んに議論された時代である。また、第三の段階は、インフレ経済の著しい緩和を背景として物価変動に対する時価データの見直しが行われた時代であって、時価主義から原価主義への回帰を示すものであ

った。さらに第四の段階は次々と開発された新型の金融商品に対する会計基準の確立が求められたことに対応する時価主義会計の時代となっている。⁽⁴⁸⁾

わが国の商法における資産評価の体系の変遷については第一章で簡単に紹介しておいたが、その変化の流れに對してはつぎのような分析が行われている。すなわち、「債権者保護―客観的売却時価」による靜的財産計算（明治二三年の旧商法や昭和三七年改正前商法の基本的な体系の基盤）は、ストック重視の時価主義会計に立つものであり、「受託責任の管理―取得原価」による動的損益計算（昭和三七年改正および昭和四九年改正後の商法の基盤）によって確立されたフロー重視の原価主義に立つものであったが、近時の金融革命の進展の中で、再度、ストック重視の時価会計が導入されることとなったのである。⁽⁴⁹⁾このような、原価と時価をめぐる評価パラダイムの展開は、發展史的には、一連の「螺旋的・上昇的移行」の中で位置づけられ把握されるべきものと指摘される。⁽⁵⁰⁾

2 取得原価主義の根拠とされているところは、第二章でも紹介したように、誰が測定しても同じ結果を導くことができるため、計算書類ないし財務諸表の作成権限を持つ者が恣意的な評価を行うことを防ぐことができ、資産評価を行うための手間や費用があまりかからないというような消極的な事由でしかない。冷めた目でみれば、まったく同じ資産でも、それを一〇〇万円の対価で購入すれば一〇〇万円の資産として評価され、一〇〇〇万円で購入すれば一〇〇〇万円の資産として貸借対照表に計上されることになってしまふというようなものであるから、世界中の国々が採用してはいるものの、取得原価主義会計には、さしたる理論体系と呼べるほどのものはない⁽⁵¹⁾といつても過言ではないのである。

しかしながら時価主義は、取得原価主義の消極的根拠の裏返しとなる大きな難点を抱えている。すなわち時価が将来キャッシュ・フローを示すと考えられる場合に、時価を正確に把握することが困難であることである。⁽⁵²⁾たとえば、実際に売却する場合には売り圧力によって、現在の時価が下落する恐れがある。⁽⁵³⁾したがって、評価益が

実現可能であるためには、自己の保有する資産の量が市場で取引される量に比べて無視しうる、すなわち自身自身の売買が市場に影響を与えないという前提を満たす必要があることになる。⁽⁵⁴⁾特に株式についてはすべての株主が売りに出たら無価値になるとの指摘を受けている。⁽⁵⁵⁾

これに対して、弥永助教授は、市場価格が信用できないというのであれば、低価法を採用することもできないし、株式について、すべての株主が売りに出た場合を想定するならば、取得原価で計上することにも問題があることになってしまうため、それでは財務諸表・計算書類の作成自体ができなくなる上に、そのような想定は非現実的な場合が多いから、自己の保有する資産の量が市場で取引される量に比べて少なければ、情報提供の観点からは、現在の時価で売却できるという仮定をおいて測定するのが適切であると反論される。⁽⁵⁶⁾

3 白鳥庄之助教授は、唱えられている種々の時価主義会計の理論を、購入価格系の時価主義会計と売却価格系の時価主義会計に大きく分類し、前者は負債の時価評価についての理論・技法に難がある上に、この会計システムの物的資本維持は、現有資産の取替と現行事業の継続が合理的な場合にのみ有意義であるため、近い将来少なからずの企業が直面するであろう構造改革という事態にはまったく適合しないことから採用することは難しく、後者は、現行の一部金融資産の時価評価思考とは合致するものの、①現在の事業で使用中の特殊仕様資産に係る正味実現可能額 (net realizable value : NRV) の合理的推定問題、②棚卸資産に係る未実現利益の計上問題、③想定されている企業行動に係る現実的妥当性の問題等について克服すべき課題が多く残されており、近い将来において時価主義会計が会計制度の中心に定着する現実的見通しは暗いものとの分析の上で、従来の原価主義会計の大枠を維持しつつ、実現概念の拡張等の理論的展開により、当面の展望を開いて行くべきものと主張される。⁽⁵⁷⁾⁽⁵⁸⁾

「金融商品に係る会計基準」や商法の平成一一年改正にはこのような考え方が反映されており、IASやFASBの立場とも共通するところである。その意味では、少なくとも今のところ時価会計はそれだけで完結性を持

ちえず、取得原価主義の補完という役割が与えられているに過ぎない。

4 もともと、商品のように販売に努力が必要とされる資産を売価で計上するわけにはいかないのに対して、主要国の外貨のように、いつでも銀行に持っていけば邦貨に換金できる資産を決算時の時価で評価することは異論のないところである。昨今、その評価が問題となっている資産は、この中間にあつて、その中で比較的客観的に評価されうるものと考えられる種類の資産である。その意味では、どこでクオンティティがクオリティに変わるかという、いわば程度の問題を含むものであるのかもしれない。⁽⁵⁹⁾そして、それがどこからどこまでなのかということは、商法の役割ではなく、会計理論の問題であり、実務の観察・分析の問題であらう。

結 語

所詮、企業の資産に対する、客観的な、金額による評価に絶対的な基準などはないことであらうから、各々の時代の社会状況に応じたベターな基準を常に模索する必要があるには違いない。⁽⁶⁰⁾もともと会計そのものが手段性の強いものである以上、それを必要とする種々の主体に対して、測定の経済性等の制約の中で相対的に、より有益なものであればよいといっても間違いではないのである。つまり企業会計に対する、その時々⁽⁶¹⁾の社会的なニーズに応じて、より有用な財務諸表・計算書類でありさえすればよいのであつて、その向上を図るのが会計学の役割なのである。

その意味で、ドイツ法的に細目までも商法の条文によって固められているわが国の現状の体系は問題がないわけではない。平成一一年改正も、資産評価に対する商法の枠が邪魔になつてしまったために、その枠を広げる作業として行われていることに注意しなければならないのである。⁽⁶¹⁾もつとも、法というものの裏側に厳然として存

在する国家権力と、その発動の基準となるものとしての法というものを考えた場合には、商法の改正や企業会計原則・会計基準の改訂に当たって、基礎的な研究の積み重ね（たとえば「時価」とは何か、ということ自体についての究明⁽⁶²⁾）が不可欠となろう。⁽⁶³⁾

- (1) Roesler, H., Entwurf eines Handels = gesetzbuches Für Japan (1884) (ロエスレル氏起稿商法草案) 訳二〇一—二〇二頁。弥永真生・企業会計法と時価主義一—三頁参照。
- (2) 弥永・前掲一—五頁参照。
- (3) 岸田雅雄「企業会計法」昭和商法学史（岩崎稜先生追悼論文集）四四—四一頁参照。
- (4) その意義については宮島司・島原宏明「『減損会計』と商法」法学研究七一巻四号五—六頁、同・商法改正の論理二〇一—二〇三頁に詳しい。
- (5) 弥永・前掲一—三頁。
- (6) これらの改正条文の詳細については、宮島・島原・前掲・商法改正の論理五九—六五頁参照。
- (7) 白鳥庄之助「時価主義会計・監査の系譜と21世紀への期待」會計一五七巻一号五頁。
- (8) 岸田雅雄「証券取引法、銀行法の改正と時価主義会計の導入」企業会計四八巻一二号九〇頁、同・企業会計法入門（改訂版）五二頁、南川和範「企業の資産評価と商法」崎田直次先生古希記念論文集企業法と金融・会計一二〇頁。A A A. 一九五七年原則。
- (9) 白鳥栄一「国際会計基準の基本理念」企業会計四九巻七号二二頁。
- (10) 最近の研究では、市場性のある一時所有の有価証券を第三のカテゴリーに属するものとみる考え方が示されている（笠井昭次「原価・時価・増価の統合の論理—発生主義会計の再構築—」會計一五七巻一号三七頁以下参照）。
- (11) 弥永・前掲二三—三頁。
- (12) 中村忠・新版株式会社会計の基礎二六頁。
- (13) このように従来の「原価主義会計」と呼ばれてきた会計においても、購入した資産のすべてが原価で評価されて

- いたわけではない（森田哲彌「原価主義会計と時価主義」企業会計四四卷一一号七四頁参照）。
- (15) 宮島川島原・前掲・法学研究七一卷四号一〇、二一頁、同・前掲・商法改正の論理一〇五、一一八頁。
- (16) 配当規制自体も計算書類の開示なくしては、有効に機能しえない。
- (17) 長谷川茂「時価評価と損益計算」會計一五三卷一号一八頁。
- (18) 若杉明「取得原価基準と実態開示」税経通信五三卷一四号三頁。
- (19) 若杉・前掲三頁。
- (20) 当該金融商品に市場価格が存在することは必要条件であり、いつでも換金する予定であるという非拘束性が十分条件となる（井上良二編著・制度会計の論点〔大日方隆執筆部分〕一六四―一六六頁）。
- (21) 弥永・前掲二三五頁。
- (22) 岸田・前掲九〇頁。
- (23) 長谷川（茂）・前掲一七頁。
- (24) 島原宏明「商法における計算書類開示制度の意義」法学研究七三卷二号三八五―三八六頁参照。
- (25) トライアングル体制については、宮島司「商法連結決算と連結納税制度」旬刊経理情報八一九号三九頁参照。
- (26) 宮島司「企業の国際化と会社法制」税経通信五二卷一二号三六頁。
- (27) 長谷川（茂）・前掲一三頁。
- (28) 長谷川哲嘉「資産評価」企業会計四九卷七号六四頁。
- (29) 古賀智敏・デリバティブ会計三頁。
- (30) 金融資産・金融負債・持分商品の概念については、古賀・前掲四頁参照。
- (31) 川本修司「荻茂生「デリバティブの概要」旬刊経理情報八一五号三〇―三一頁。
- (32) 成澤和巳・金融商品の税務・会計処理と開示四四四頁、森川八洲男・会計基準の国際的調和二五九頁。
- (33) これらのデリバティブ取引の仕訳についての詳細は桜井久勝・株式会社社会計八七―九〇頁参照。
- (34) 星野優太「金融商品の会計基準設定をめぐる動向と問題点」JICPAジャーナル四三三五号四七頁、田中健二「押し寄せる時価会計の波」伊藤邦雄・上村達男・金融ビッグバン会計と法四一頁。

- (35) 平松朗「金融商品に係る会計処理基準に関する論点整理の概要」商事法務一四七二号二二頁、同「デリバティブ情報の開示」企業会計四八巻一号六六頁。
- (36) 平松・前掲・商事法務一四七二号二二頁。
- (37) 弥永真生「オフバランス項目と商法計算規定または証券取引法における資産・負債概念」鴻古希記念現代企業立法の軌跡と展望一一五頁以下参照。
- (38) Hancock, Phil, *Financial Reporting for Financial Institutions and Accounting for Financial Instruments* (Australian Accounting Research Foundation, 1990, pp. 72-83) 古賀・前掲七八一七九頁。
- (39) この問題についての詳細は、古賀・前掲七七頁以下参照。
- (40) 田中健二「押し寄せる時価会計の波」旬刊経理情報八五四号一〇一一頁、同・前掲金融ビッグバン会計と法四一頁。
- (41) 川本Ⅱ荻・前掲二九頁。
- (42) これらの事件の概要については、竹内康二Ⅱ松村昌人「最新事例研究②デリバティブ」税経通信五四巻一号一一頁以下参照。
- (43) 田中健二・時価会計入門一〇頁。
- (44) 平成一一年改正商法の施行により廃止。
- (45) 商事法務一四九七号一八頁以下。
- (46) 田中弘「時価主義会計の誤算」税経通信五三巻三号三四頁。
- (47) 田中(弘)・前掲三六頁。
- (48) 古賀智敏「金融商品と公正価値会計」會計一五七巻一号二〇一二二頁。
- (49) 古賀・前掲・會計一五七巻一号一九頁。
- (50) 武田隆二「現代社会と会計―二〇世紀会計学の展望―」札幌学院大学・会計学研究所三〇周年記念講演会要旨一頁、古賀・前掲・會計一五七巻一号一九一二〇頁。
- (51) 田中(弘)・前掲四〇一四一頁。

- (52) 松本系治・商法解釈の諸問題七一頁、弥永真生「時価会計と制度化・法制化」會計一五七卷一号五九頁。
- (53) 田中弘・時価主義を考える「第2版」一二六一一三〇頁、弥永・前掲・會計一五七卷一号五九頁。
- (54) 弥永・前掲・會計一五七卷一号五九頁。
- (55) 大日方隆「理論的検討時価主義会計の意義と問題点」斉藤静樹編著・企業会計における資産評価基準一四三頁。
- (56) 弥永・前掲・會計一五七卷一号五九頁。
- (57) 白鳥(庄)・前掲六一一四頁。
- (58) 白鳥(庄)・前掲一四一六頁。
- (59) 近時、特に有価証券につき、その「時価」をめぐるの議論が活発なのは、その性格が費用性資産か貨幣性資産かあるいは第三の領域の資産かが曖昧なところにある。
- (60) 田中弘「概念フレームワーク論とピースミール・アプローチ論」税経通信五四卷三号三八頁以下参照。
- (61) この改正は、時価評価を強制するものではなく、それを可能にするものである(原田晃治「関一穂」范揚恭「市原義孝・一問一答平成一一年改正商法株式交換・時価評価一二七一二八頁、落合誠一「平成一一年商法改正」法学教室二二三号四四頁)。
- (62) 田中(弘)・前掲・時価主義を考える「第2版」における、時価会計に対する批判的考察は傾聴に値する。
- (63) 宮島「島原・前掲・商法改正の論理一九頁参照。